

2022年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社ライトワークス  
代 表 者 名 代表取締役 江口 夏郎  
(コード番号：4267 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役 山本 和隆  
(TEL 03-5275-7031)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、2022年4月27日開催の第27期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議致しましたので下記の通りお知らせいたします。

適時開示基準を誤認していたため、本件の開示が遅れましたこととお詫び申し上げます。今後は適時開示制度の重要性を鑑み、適時適切な開示に努めてまいります。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 新たに外国人材のサポート事業に進出するため定款第2条(目的)に「外国人材の生活・就労支援に関する事業」を追加するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社の定款を変更するものです。

##### 変更の概要

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を制限するための規定を設けるものです。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規程(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) 変更なし <u>(10) 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) 変更なし <u>(10) 外国人材の生活・就労支援に関する事業</u> <u>(11) 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u> 1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年4月27日
定款変更の効力発生日	
(1) 新たに外国人材のサポート事業に進出するための定款第2条(目的)	2022年4月27日
(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入	2022年9月1日

以上